

R 4 年度

忌部水系基幹管路（CIP 管路）
詳細設計業務委託仕様書

松江市上下水道局

共通仕様書

共通仕様書については、「水道施設設計業務委託標準仕様書 2010（日本水道協会）」及び、「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和4年4月」による。

特記仕様書

1. 通則

本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書のほか、業務委託契約書、その他諸法令、諸法規等を遵守して業務の円滑な進捗を図るものとする。

2. 適用基準等

本業務の実施にあたっては、本業務の特記仕様書によるほか下記の法令、基準等の最新版に準拠して実施するものとする。

- 1) 「水道法」、「水道法施行令」及び関係法令
- 2) 水道施設設計指針 2012（日本水道協会）
- 3) 水道維持管理指針 2016（日本水道協会）
- 4) 水道施設更新指針 平成17年5月（日本水道協会）
- 5) 水道施設耐震工法指針・解説 2009（日本水道協会）
- 6) 水道事業実務必携（最新版）（全国簡易水道協議会）
- 7) その他 監督員が指示する各種基準及び指針等

3. 業務内容

忌部水系基幹管路（CIP 管路）の管路更新にあたり、地下埋設物調査のうえ、管路の詳細設計を実施する。

- ・ 管路詳細設計（乃木小学校～床几山配水池跡地） L=1, 200m
- ・ 水管橋設計（作橋） N=1 橋
- ・ 推進工設計（国道9号横断） N=2 箇所

4. 業務の従事者

- (1) 本業務に従事する技術者は、業務を行うのに必要な諸法規、諸規定に精通していることはもちろんのこと、技術的・専門的知識及び経験を有している技術者でなければならない。

- (2) 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定めるものとする。

管理技術者については、次の①或いは②の資格要件を満たす者とする。（①技術士試験第2次試験において「上水道及び工業用水道」を選択した「上下水道部門」或いは「総合技術監理部門」の技術士。②専門技術分野が「上水道及び工業用水道」部門である R C C M。）

照査技術者については、次の①或いは②の資格要件を満たす者とする。（①「上下水道部門」或いは「建設部門」の技術士、又は技術士試験第2次試験において「上下水道部門」或いは「建設部門」の科目を選択した「総合技術監理部門」の技術士。②技術士試験第2次試験の「上下水道部門」或いは「建設部門」の選択科目に対応する専門技術部門の R C C M。）

- (3) 受注者は、業務内容に応じた担当技術者を適正位置し、適確かつ円滑に業務を遂行しなければならない。なお、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者とする。
- (4) 照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。
- (5) 管理技術者は、主要な協議等には必ず出席すること。または、業務着手時及び成果品納入時には、照査技術者も出席するものとする。なお、協議等には、その都度協議内容を明確にするために議事録を作成し、監督員に提出して確認を受けなければならない。

5. 業務打合せ・協議記録簿

業務打合せ・協議記録簿は、打合せ協議後、すみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出しなければならない。

6. 施工段階の協力

本業務の設計成果品を施工する段階において、現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、成果品に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、設計成果品が工事の施工部分に適合しないと認められるときは、本業務を担当した管理技術者、担当技術者等、設計・施工条件を説明できる者は、工事現場の確認と調査及び施工対策に協力するものとする。

ただし、設計成果品が工事の施工部分に適合しないと認められる相当の理由があった場合は、契約書第 39 条の規定に基づき発注者は当該相当の理由を通知し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求するものとし、受注者は通知及び請求があったときは速やかに成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を行わなければならない。

7. 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- ア) 実施設計図書（A4 判及び A3 製本） 2 部
- イ) 電子成果品（CD-R 又は DVD-R） 2 部
- ウ) その他監督員が指示するもの

8. 電子納品

本業務の電子納品については、（別紙 1）土木編「業務委託における電子納品特記仕様書」によること。

9. その他

(1) 安全管理

本業務の実施にあたり、受注者は現地調査員の安全管理に努めるものとする。また、住民等とトラブルのないよう十分留意するものとする。

(2) 資料提出

予算資料や関係機関との協議資料等については、その都度期限までに資料を作成し提出すること。

(3) 業務管理

本業務完了後以降の業務成果品に疑義等が生じた場合に、受注者に対して連絡、依頼等があれば受注者は速やかに対処しなければならない。

(4) 地質調査及び測量業務

推進工設計に必要な地質調査及び測量業務については、別途発注を予定している。成果品を提供するので、地質調査及び測量の結果を本業務に反映させること。

(5) 質疑等

本業務を進めるにあたって、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

(別紙1)

土木編 (業務委託)

業務委託における電子納品 特記仕様書

第1条 (電子納品)

本業務は、電子納品対象業務である。

電子納品とは、測量、調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納入することをいう。

ここでいう電子データとは、第2条に示す適用図書に基づいて作成されたものを指す。

なお、電子化が著しく困難なもの（スキャナー等により電子化しないといけないもの。署名又は押印の必要な資料、伝票、ミルシート、カタログ等）は、紙ベースのみの納品とする。その他必要な事項については、別途監督員と協議するものとする。

第2条 (適用図書)

電子データの作成等は、国土交通省の要領・基準（案）等に準ずる。

第3条 (成果品の提出)

- 1 電子納品の対象とする項目については、別途監督員と協議し定めるものとする。
- 2 第2条に示す「適用図書」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はない。
- 3 電子媒体はCD-Rとする。なおCD-RはISO9660フォーマット（レベル1）とし、CADデータファイルのフォーマットはSXF(SFC)とする。
- 4 成果品は、第2条に示す適用図書に基づいて作成した電子データを電子媒体で2部提出する。電子媒体の作成にあたり、成果品の確認用に無償ビューアをCD-Rに格納する。
- 5 「紙」による成果品の提出は電子納品の提出に関わらず指定部数を提出する。
- 6 チェックシステムによるエラーリスト一覧
- 7 その他、疑義が生じた場合は別途監督員と協議するものとする。

第4条 (電子納品試行に関わる費用)

電子媒体作成に関わる費用については、受注者の負担とする。